

2020年5月吉日

各 位

愛知中小企業家同友会
会 長 加 藤 明 彦

〒460-0003 愛知県名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2F

TEL 052 (971) 2671(代) FAX 052 (971) 5406

E-mail aichi@douyukai.or.jp

URL <http://www.douyukai.or.jp/>

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）

拡大にともなう緊急政策要望・提言

<第3次>

1. 本緊急要望・提言の主旨

私ども愛知中小企業家同友会（会員数4,200名超）は、1962年の創立以来、自助努力による経営の安定・発展と、中小企業を取り巻く経営環境の改善に努めてまいりました。

今回の新型コロナウイルス感染症（以下、COVID-19）の拡大は、すでに「大恐慌以来の景気悪化」と言われるほど、未曾有の規模で深刻化しています。緊急事態宣言の対象地域が愛知県にも及び、休業協力要請が発出されたなか、愛知県内中小企業の経営は危機的状況にあります。中小企業経営の危機は、地域の危機であり、国の危機と同義と考えます。

当会は、3月10日に第一次、4月17日に第二次の緊急要望・提言を提出致しましたが、その後も続く中小企業をめぐる状況の厳しさを踏まえ、第三次の緊急要望・提言を取りまとめました。

私たちは、①社員の健康と生命の安全を守ること、②事業存続と雇用維持、③必要な経済活動を守り、社会の要請に応えることに全力を傾注し、「経済を牽引する力であり、社会の主役」と謳われた中小企業憲章を体現すべく奮闘・努力を続けています。中小企業家としての社会的責務を果たしていくためにも、十分な政策的後押しを期待します。関係各位のご協力、ご支援をお願いいたします。

2. 緊急要望・提言事項

●中小企業の倒産・廃業防止策の強化を

（1）緊急性を持った小規模事業者の資金繰り対応を強力に進めること

COVID-19の拡大により生じた需要の蒸発の影響が飲食や小売をはじめとするサービス産業を直撃しています。サービス産業は、事業内容が様々で、かつ小規模事業者が大多数です。現在さまざまな制度融資が設けられていますが、日常的に銀行取引を行っていない企業も多く、借入に不慣れた事業者には依然として厳しい状況が続いています。さらに、今回の影響が直撃した業種の企業は、他の業種と比べて手元流動性比率が低く、不況耐性が弱い企業が多数を占め、資金繰りの緊急性は極めて高くなっています。

こうした点に鑑み、政府系金融機関においては、例えば任意の民間金融機関経由での紹介のあった企業については、500万円程度の小口であれば、簡易な審査、ないし一時的に無審査で資金供給するなどの大胆な緊急対応を行うことを求めます。

（2）金融機関へ緊急時対応の徹底を強く要請すること

現在の業況悪化は、明らかに新型コロナウイルスの関係であり、やがて状況が落ち着けば業況も回復するのは間違いありません。その意味で、今本当にしなければならないのは、経済と雇用の源泉である地域の中小企業に、平時を大きく超える徹底した支援を行うことです。こうした認識のもと、以下を求めます。

- ①たとえば、既往債務をリスクしていた場合は、既往債務の借り換えと新規借り入れを二本立てで通すなど、平時の審査基準で企業の融資申請を判断せず、危機的状況にあるという認識を持ち、審査も非常時対応として行うよう強く要請してください。
- ②資金手当ての即時性を保証していくため、当座貸し越し枠の拡大、手形貸し付けの拡充を徹底して進めるよう、金融機関に強力な要請をして下さい。
- ③金融機関によっては、いまが危機的状況である、という現状認識が本当にできているのか疑問に感じられる態度も見受けられます。現状が日本経済の命運を左右しかねない、極めて重大な局面であることを、全金融機関が厳しく現状認識し、緊急対応として、「とにかく地域の中小企業を守る」ことに全力を尽くす覚悟を固め、行動を起こすよう徹底した要請と、金融機関による宣言等の意志表明を求めます。また、企業や市民が金融機関の選択を行う判断材料とできるよう、宣言等の意思表明を行った金融機関を公的に広く公開し、マスコミ等で報道することを要請します。

（3）COVID-19に関する支援施策の対象要件について、個々の企業状況に応じた柔軟な対応を行うこと

現在、緊急融資制度をはじめ、COVID-19に関する支援施策が多方面で設けられ、制度内容も拡充されています。しかし、今回の制度融資や助成金等について、多くの場合、売上の前年または前々年対比減が条件とされているなか、業種によっては経営状況が厳しくとも、対象要件に合致しない場合が散見されるため、さしあたり以下の点で対象要件を緩和するよう求めます。

- ①たとえば創業後1～2年の企業にとっては、企業が成長期であることから、前年対比の売上は拡大しているても、雇用を増やし、また新規投資等を行ってきたなかでのCOVID-19による景気の急落に直面しているこ

とから、資金繰りが極めて逼迫していたとしても、支援施策の対象要件に当てはまらず倒産・廃業の瀬戸際に立たされている。こうした点に鑑み、創業期の成長途上にある企業など、前年・前々年の売上が特殊要因等で非常に低かった企業も適用対象とするよう、個々の企業の状況に応じ、生産指標のみに依らない柔軟な対応を求める。

- ②セーフティネット4号の対象は、売上高が前年同月比▲20%以上減少の場合とされている。しかし設備関連や商社等の業種によっては、月々の売上増減の幅が大きいため、一概に前年同月比だけでは測り切れない事情がある。たとえば、過去3年間の売上についての3カ月ないし半年の平均値に対し、▲10%~15%の場合も対象とするなど、業種ごとの特殊性に鑑みた要件緩和を行うことを要請する。
- ③制度融資・助成金・補助金等支援施策の対象要件は、昨年対比の売上高の減少で見られるが、販売数量の減少や、従業員一人当たりの売上高減など、幅広い企業が対象となるよう設定することを求める。特に、この間投資を行い、雇用を増やしたことで売上高が上昇しているために、支援施策の対象に含まれない企業が散見される。こうした企業は、売上高の増加とともに経費負担も増加しているため、支援なしに資金繰りを行うことに厳しい状況にある。対象要件をオプション的に追加し、利用側の企業が選択できるようにするなど、景気低迷の長期化を見通した施策の強化を要請する。

(4) 既往債務の条件変更による格付け変更を行わないこと

COVID-19による業況悪化のため、既往債務の返済負担が重くなり、条件変更を検討する企業も出てきています。しかし、日本政策金融公庫を利用した事業者からは、条件変更を行うと、新規融資ができなくなるといった声も聞かれています。市中金融機関においては、条件変更にもなる格付け変更等は行わないことが原則とされていると推察しますが、金融機関ごとに条件変更に対する態度は区々と聞き及びます。条件変更は、企業を存続させる一つの方法です。その上で、その後続く回復には、新たな資金需要が発生するため、新規融資の道が閉ざされることは、業況回復への道を閉ざすことと同義です。既往債務の条件変更を行った企業に対し、格付け変更等の不利な扱いを行わないよう徹底するとともに、既往債務の条件変更を行った企業に対しても、新規融資等の相談に前向きに対応することを要請します。

(5) 貸付期間を前倒して返済する「繰り上げ返済」に対応すること

景気悪化時に企業が借入を起こすのは、緊急時をしのぐためのつなぎ融資とともに、業況の大幅な落ち込みに備えた予防的借入に大別されます。仮に、予防的な意味で借入をしていた場合、想定よりも業況の回復が速く実現できたとすれば、金利負担の関係もあり、貸付期間前であっても早期に返済することを希望しますが、現在の制度融資では「繰り上げ返済」が認められない、ないし手数料が発生し、企業は負担を被ることになります。

長期的な景気低迷を見すえ、企業には予防的借入による十分な資金的余裕を持つことが、現在の状況下では不可欠です。企業が積極的な予防的借入を行い、企業と雇用を守り抜けるよう、COVID-19の影響に関する借入について、「繰り上げ返済」の全面的対応と手数料の撤廃することを要請します。

(6) 長期的景気低迷を前提に、融資期間等を超長期化、特別保証制度の創設を行うこと

国の緊急事態宣言が明け、経済活動を再開する動きが進んでいますが、国民のマインドあるいはインバウンド等の状況が感染症流行以前の状況に戻るには、相当の長期を見込まなければなりません。そのため、今回緊急的に借入を行った企業の多くは、感染症の落ち着きにもなる業況の回復は困難であり、長期戦を覚悟しなければならない状況です。

しかしながら、現在の制度融資の融資期間ならびに据置期間、利子補給期間等が長期的景気低迷を前提としたものとはなっていません。借入を起こしたとしても業況の回復が困難であれば、立ち行かなくなる企業が多数生み出されることは避けられません。こうした状況を避けるため、以下の対応を求めます。

- ①業況回復まで10年はかかると仮定し、融資期間、据置期間、利子補給期間を相当程度延長すること。
- ②利子補給制度は、現在借入企業が一度利子を支払った後のキャッシュバック方式となっているが、中小企業の手元資金を目減りさせてしまう。企業側に一時的な利子支払いを課さず、国庫と金融機関との間で実務的に利子補給に対応すること。
- ③今回のCOVID-19に関する特別保証制度を創設し、今回の感染症に関する景気悪化のために行った借入金を、超長期で借り換える体制を整えること。また、新規融資についても、特別保証制度の枠内で大胆かつ柔軟な対応を行うこと。

(7) 永久劣後ローン¹の積極的活用を金融機関に強く要請すること

売上高急減などで自己資本の多くを毀損した中小企業に対しては、資金繰り支援と併せて資本増強策が必要です。また、先行きも不透明なため、返済計画を立てることも難しいため、融資で対応することに躊躇や限界もあります。こうした時、返済の優先順位が一般債権に劣後する借入金であり、かつ議決権も返済期限もない「永久劣後ローン」を活用することで、返済期限のない資金を手当てすることができ、企業の資本増強、体力回復をはかることが可能です。2020年度第2次補正予算案で、500億円規模を計上し、数百社への出資を予定する「中小企業経営力強化ファンド」が創設される予定とされますが²、膨大な中小企業を救うには不十分です。

対象企業の決定は、その企業と取引のある地域金融機関の紹介・推薦を条件とすることで、不適切な企業に資金が流れるのを防ぐことができます。また中小企業の資金流出を抑えるためにも、金利は当面は無利息とし、支援先企業の経営安定化にともない順次金利を引き上げるなどの措置が必要です。

こうした対応により、企業は疑似資本を得ることができ、当面の間は返済の心配をすることなく、企業経営にあたることができます。また金融機関側にとっても、当初は無利息ですが、その企業の業績が持ち直すことで、金利を得ることができるため、対象企業への積極的支援が行われることが期待できます。

さらに、永久劣後ローンの債権を買い取る機関を、日銀と政府が協調して設けるなどをすれば、金融機関は債権を売ることもできます。その後は、金利は劣後ローン債権の買い取り機関側に入ることになり、それを原資に他の永久劣後ローン債権を買い取り続けることも可能です。こうした点から、金融機関に「永久劣後ローン」を中小企業支援に積極活用するよう強く要請してください。

(8) 中小企業への代金支払いの現金化の徹底、ファクタリング事業者の手数料上限規制を行うこと

中小企業の手元資金を保全するためにも、以下の点を要請します。

- ①中小企業の手元に少しでも多くの現金が渡るよう、大企業等から中小企業等への代金払いは、現金支払いとすることを徹底すること。
- ②売掛債権の現金化を前倒して行うファクタリング事業者については、手数料の上限規制を厳しく設定すること。

(9) 税・社会保険料・家賃等、中小企業が固定費を削減し、資金流出を最小限に抑える緊急措置を講じること

COVID-19の拡大下で通常の営業が困難ななか、中小企業、とりわけサービス業の経営は、収入の激減と固定費等の流出の板挟み状態となっています。感染症の終息が見通せないなかで、融資によって凌ぎ続けるのは限界があります。以下、中小企業からの資金流出を最小限とするための緊急措置を要請します。

- ①国税、地方税、厚生年金保険料、国民健康保険、後期高齢者医療制度及び介護保険料等に関し、生産指標等による明確な基準の下での減免を図る特例措置を講じること。
- ②3月31日、国土交通省より、借主からの家賃交渉に柔軟に対応するよう要請が出されたが、個々の企業努力や善意に頼るのでは限界がある。休業協力要請も発出されたなか、例えば、休業協力要請で閉鎖対象となった事業所は家賃を凍結し、相当額を貸主に補填、営業時間の短縮等の要請対象とされた事業所へは、営業制限の割合に応じた家賃減額を行い、不足分を貸主へ補填するなどの大胆かつ早急な対応が不可欠である。また休業協力要請の対象となっていないくとも、サービス産業全体が多大な被害を受けていることを踏まえ、家賃の減額・凍結措置の対象は生産指標に基づいた条件で幅広く対象とする必要がある。福岡市では、50万円を上限に、家賃の8割を補助する制度を独自に設けるなどの対応を行っているなか、こうした取り組みにならば、中小企業を対象とした家賃の凍結・補填制度の創設を求める。
- ③上記②に関し、家賃の補填にあたっては、入居するテナント側の負担軽減、ならびに支給事務手続きの負担軽減の観点から、家賃減額を受けた個々の企業の申請によるのではなく、家賃減額に応じ貸主側の申請に基づく制度設計を求める。
- ④生産指標による要件を満たせば、固定資産税の軽減を受けることができますが、現状「土地」は対象に含まれていません。事業用家屋、設備等の償却資産だけでなく、固定資産税の軽減対象に土地も加えることを求めます。

¹日本経済新聞 (2020. 4. 3)「中小企業支援、永久劣後ローンで5兆円用意を」(三井住友信託銀行名誉顧問 高橋温氏)。スモールサン (2020. 4. 9)「スモールサンニュース4月号・号外」(立教大学名誉教授 山口義行氏)。
https://www.smallsun.jp/small_sun_news/ronkou/entry-3158.html

²日本経済新聞 (2020. 5. 20)「中小企業にも資本注入 数百社に500億円規模」

(10) 現在の制度融資の貸付限度額の拡大ないし、大枠の資金繰り支援制度を創設すること

今回の景気の急激な悪化は、いつまで続くのかが感染症の終息如何にかかっているため、先行きの見通しは極めて不透明です。不測の事態に備え、各業種とも可能であれば1年間分程度の手元資金準備を行うことが、安全な企業経営には必要です。特に今後は、現在のサービス産業に比して必要資金額の大きい業種や、中堅規模層の資金需要が一層高まることが予想されます。しかし現在の制度融資の枠は、これから深刻になってくるだろう業種や企業規模層にとっては、貸付限度枠が不十分となることが想定されます。いと考えます。したがって、今後影響がより顕著に表れると考えられる業種に合わせ、現在の制度融資の貸付限度額の拡大ないし、大枠の資金繰り支援制度を創設して下さい。

(11) 利子補給制度をさらに充実させ、民間金融機関に中小企業融資に対するメリットを出すこと

例えば、利子補給制度を充実させることで、地方銀行等の金融機関に、貸出先としていくばくかの懸念がその企業にあったとしても、公的に利子補給がなされることで、金融機関側には利益が確保されることとなります。このことを通じて、多少の懸念があったとしても、地域の中小企業に資金供給する銀行本来の役割とメリットを同時に再認識させることにつながります。このような地域の中小企業に融資することの意味を再認識させる支援制度を求めます。

愛知県内の民間金融機関、とりわけ地方銀行は、全国的に見ても企業支援の動きが緩慢です。これは、全国的に見ても異常な低金利が常態化してきたため、必要な資金需要に応じて利子で稼ぐという、銀行本来の意識が薄くなってきたことが背景にあるためでしょう。しかしながら、今回の COVID-19 による大規模な景気悪化は、この状況を変えるきっかけとなり得ると考えます。積極的な制度設計を期待します。

(12) 地域の法制団体の小規模事業者への施策状況の提供、申請補助を強化すること

新型コロナウイルス感染症の拡大にともない数多くの支援施策が提供されていますが、中小企業、特に小規模事業者へは情報が十分に行き届いていない状況です。当会としても、会員企業へは積極的な情報提供に努めています。各地域の中小企業・小規模事業者の多数を組織しているのは、法制団体でもある商工会・商工会議所です。「中小企業憲章」や「中小企業振興基本条例」の精神を具体化するためにも、各地域の商工会・商工会議所による情報提供、申請補助機能の強化を求めます。

●中小企業が雇用を守り切るための政策的後押しを

(13) 雇用調整助成金の対応窓口の増強、申請期間のさらなる延長、緊急対応期間における特例措置の恒久化を実施すること

雇用調整助成金、ならびに緊急雇用安定助成金は、景気後退時の雇用維持に有効な施策です。現在、膨大な申請がなされ、その事務処理に全力が傾けられていることと推察します。この間の特例措置の大胆な拡張に感謝するとともに、さらに今後一層必要性が高まると考えられるなか、状況を適時適切に見極め以下の対応を取ることを要請します。

- ①雇用調整助成金にワンストップで対応する「あいち雇用助成室」の体制強化を図ること。
- ②今回の COVID-19 の感染拡大による経済的影響は、今後時間的なズレをともないながら長期にわたり各産業に波及していくと考えられる。また、国民意識のなかに生まれた不安は、終息宣言後も相当の期間残存し、経済活動の制約条件となるだろう。現在、雇用調整助成金の特例措置適用期間は7月23日までに休業等の初日がある場合とされているが、経済的なマイナスの影響は、長期にわたり中小企業経営を困難にすると考えれば、最低でも終息後1年間ほどまで、あるいは景気状況が十分に持ち直すまでは適用期間とすること。
- ④雇用調整助成金の特例措置が順次拡張されてきているなか、6月30日までが緊急対応期間とされているが、業種によっては夏～秋以降の業況が大きく落ち込む見通しとなっている。今回の COVID-19 における緊急対応期間は、少なくとも2020年末までは延長すること。
- ⑤特に小規模事業者にとって、今回の雇用調整助成金の緊急対応期間における申請の簡略化の意義は大きい。今回の取り組みをケーススタディとし、恒久的対応とするよう求める。

(14) 雇用調整助成金の受給までの期間の短縮、ならびに中小企業の資金的支援を強化すること

雇用調整助成金は、施策の性格上助成金の受給までに数カ月から1年ほどの期間を要します。この期間の資金手当ても企業にとっては大きな課題となっています。こうした点に鑑み、下記を要請します。

- ① ドイツでは「フルタイム制度」のもとで、事前確認重視ではなく、WEB等による簡便な申請のみで助成金の支給を優先的に実行し、不正受給の防止は、事後の抜き打ち検査等により対応していると聞き及ぶ。この制度を参考に、中小企業が雇用を守るための緊急的措置を検討すること。
- ② 愛知県ではすでに「新型コロナウイルス感染症対策緊急小口つなぎ資金」が創設され、助成金受給までの期間を乗り切るための「つなぎ融資制度」が設けられた。当該制度融資は、今後利用を希望する事業者が多数発生すると想定されるため、日本公庫でも同様の制度融資を創設することを求める。また、民間金融機関が設けているものについて、銀行協会や信用金庫協会等でとりまとめ、情報を一元的に発信することを期待する。
- ③ 当該つなぎ融資制度は、雇用調整助成金の利用申請と同時に申し込みを行い、即時の融資実行が行われるようにすること。

(15) 新型コロナウイルスの感染が疑われる社員を休業させた場合について、雇用調整助成金の受給対象とすること

緊急事態宣言の対象地域に全都道府県が含まれたなか、テレワーク等の在宅勤務が推進されていますが、多くの中小企業では資金的制約、業種上の制約などのため、多くの場合が出勤を余儀なくされているのが実情です。

現在、新型コロナウイルスへの感染が疑われる社員を休業させた場合は、「使用者の責に帰すべき事由による休業」と解され、事業者側は休業手当の支払い義務を負いますが、雇用調整助成金の受給対象とはなりません。そのため社員に発熱等の症状が見られたことをもって、いわば「予防的」休業に積極的に切り切れない事業者の発生が懸念されます。感染拡大を社会全体で回避すべく最善を尽くしているなか、感染が疑われる社員を積極的に休業させる措置は非常に重要であると思料します。したがって、新型コロナウイルスへの感染が疑われる症状を示した社員を休業させた場合も、雇用調整助成金の受給対象と含めるよう制度を拡充することを要請します。

(16) 社内での濃厚接触者発生時の休業を補償する助成措置、感染者発生時の対応ガイドラインの公表等、中小企業の感染症対応強化を講じること

国内の感染確認者数は、およそ1万6千人に上りました。新規感染確認者数は、社会全体での行動自粛も奏功し、この間低位に向かいつつありますが、第二波の懸念も拭えません。COVID-19の早期完全終息は困難で、感染症との共生の道を模索することになると思われます。こうしたなか「いつ」、「誰が」感染者や濃厚接触者となってもおかしくありません。こうした状況のなかで、以下を要請します。

- ① 社員に陽性判定者が発生した場合、各保険者より傷病手当金による補償がなされますが、感染が疑われる濃厚接触者に特定された段階では、自宅待機を要請されるにも関わらず、補償の対象とはなりません。社員が濃厚接触者に特定され休業となった段階からを対象とする、休業時の賃金に対する助成金を設けること。
- ② 中小企業の多くは、社内に感染者が1名発生すれば、事業所全体を休業せざるを得なくなる。この場合についても、雇用調整助成金の休業給付対象とすること。
- ③ 社内に陽性判定者が出た場合の対応ガイドラインを作成し公表すること。あわせてチェックシートなどを示し、中小企業の事前対策を支援すること。
- ④ 社内で感染者が出た場合、保健所が取引先等に聴き取りを行う場合は、事前に当該企業に連絡すること。

(17) COVID-19に関する正確な情報開示を行うこと

今回の感染症については、各種報道でさまざまに報じられています。情報も玉石混交で、いたずらに国民の不安感を煽る内容のものも多く見受けられます。こうしたことにより、風評被害や過剰反応による自粛ムードが広く蔓延し、経済活動の委縮に拍車がかかっています。政府・自治体による適切かつ正確な情報開示と発信を積極的に進め、国民意識の落ち込みを防ぎ、終息後の経済が円滑に持ち直していく土壌づくりを進めて下さい。

(18) COVID-19に関連する、中小企業向けの一元的相談・情報提供窓口を設置すること

今回の COVID-19 に関して、各方面より都度情報が発信されています。しかし、異なる窓口から個々に情報が発信されることで、中小企業の経営現場では適切に情報を把握することに限界が生じています。また、各事業所での対応面でも、たとえば感染者や濃厚接触者が事業所内で発生した場合に備え、どのような社内体制整備が必要なのかなどの情報が十分に開示され、発信されているとは言えない現状があります。具体的対策、事業所としての対応や支援施策の利用案内までを一元的に取り扱う相談窓口を早急に整備することを要請します。

●中小企業と経済の立ち直りを後押しする強力な政策展開を

(19) 新型コロナウイルスの感染拡大に関する借入金金の返済金は、損金算入可能とすること

新型コロナウイルスの感染拡大による経済的影響は長期にわたります。そのことを前提に、経済回復期で企業が十分に力を回復させ、経済を好循環の軌道に乗せていけるよう、新型コロナウイルスに関する借入金金の返済について、元金返済金額を損金算入できるようにするなど、企業負担を軽減し、中小企業の立ち直し支援を強力にかつ大胆に実施することを要請します。

(20) 消費税や所得税の減税など、国民消費を早期に立ち直らせる対策を講じること

COVID-19の感染拡大による経済の停滞と落ち込みは、全業種・全産業に波及し、国民の所得にも影響を及ぼしています。今後速やかに経済を立て直すには、経済の最大部分を占めるの国民消費を守り、安定させることが不可欠です。その意味で、消費税の税率引き下げや所得税の減税ないし特別所得控除を行うなど、国民の消費購買力と消費意欲を高める措置を講じて下さい。

(21) 「中小企業憲章」ならびに「中小企業振興基本条例」の精神にのっとり、各自治体等の公契約において、地元企業への発注を原則化し、地元企業の売上・利益確保を強力に進めること

融資や納税猶予等で、中小企業の資金繰り支援が行われています。しかし企業の回復は、売上を回復させ、健全な利益を計上することなしに実現できません。たとえば、各地方自治体の公契約においては、価格優先ではなく、地元企業への発注を原則とし、地元企業の売上・利益の確保を徹底して進めることを要請します。なお、やむを得ず域外企業へ発注する場合は、選定理由書等の公開を行うことも合わせて制度化することを求めます。

(22) 感染症対応病床の増床、軽症患者受入れ用臨時収容施設の継続的拡張を進めること

愛知県では、愛知県医師会の提言により、COVID-19の軽症患者向けの臨時収容施設を設置しています。今後の再流行やその他の新興感染症の流行に備え、感染症対応病床の増床、ならびに軽症患者受入れ用臨時収容施設の継続的拡張（ないし、有事の際に臨時収容施設を迅速に設置するための事前計画の策定）を進めることを要請します。

(23) 工業用や食品製造用のエタノール製剤の転用特例を講じること

市場では、一時に比べて緩和されたものの、マスクや手指消毒用エタノール製剤といった医療衛生品の不足が続いています。特に手指消毒用エタノール製剤は、工業用や食品製造用といった他用途向けのエタノールの代用が可能であるが、規制のため医薬品市場への流通には至っていません。医薬品市場での安定供給が確保できるまでの緊急措置として、エタノール製剤の手指消毒への転用と市場流通を許可するよう要請します。

以上

◀ 愛知中小企業家同友会の概要 ▶

現在、愛知県下4,200名の中小企業経営者が所属する異業種の経営者団体です。

「経営体質の強化」「経営者の能力向上」「経営環境の改善」を活動の目的に、国民生活に寄り添い、地域の経済・社会の担い手たる中小企業をめざした取り組みを進めています。

(1) 名称 愛知中小企業家同友会

(2) 創立 1962年7月9日

(3) 会員数 4,201名(2020年5月25日時点)

(4) 会長 加藤 明彦(かとう あきひこ) エイバックス株式会社・代表取締役会長

(5) 事務局 名古屋市中区錦3丁目6-29 サウスハウス2階

専務理事 内輪博之(うちわ ひろゆき) 事務局長 多田直之(ただ なおゆき)

TEL 052-971-2671 FAX 052-971-5406 E-mail aichi@douyukai.or.jp

URL <https://www.douyukai.or.jp/>

(6) 本件担当 事務局次長(報道) 八田 剛 事務局次長(政策) 池内秀樹